

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 無線局の免許の有効期間に関する次の記述のうち、電波法（第13条及び第14条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して10年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 2 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
- 3 義務船舶局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 4 海岸局の免許の有効期間は、5年である。

A－2 次の記述は、免許人（包括免許人を除く。）の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる
2 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる
3 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す

A－3 無線局（航空機に開設するものを除く。）の免許の承継に関する次の記述のうち、電波法（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- 2 免許人（注）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
注 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。3において同じ。）又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの船舶の無線局の免許人を除く。
- 3 船舶局若しくは船舶地球局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。
- 4 免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に申し出て無線局の検査を受けなければならない。

A－4 船舶局無線従事者証明の効力の継続が認められる無線局の無線設備の操作に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の12）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 156.8MHzの周波数の電波を具備する船舶局の無線設備の操作
- 2 156.8MHzの周波数の電波を具備する海岸局の無線設備の操作
- 3 海岸地球局の無線設備の操作
- 4 インマルサット船舶地球局の無線設備の操作
- 5 船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するものの操作

A－5 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその A まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が B 以下のものは、この限りでない。
- ② F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①の規定にかかわらず、その空中線電力を C 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

	A	B	C
1	50パーセント	25ワット	5ワット
2	75パーセント	25ワット	1ワット
3	50パーセント	75ワット	1ワット
4	75パーセント	75ワット	5ワット

A－6 電波の強度、高圧電気等に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備、移動する無線局の無線設備その他総務省令で定める無線設備については、この限りではない。
- 3 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A－7 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

	A	B	C
1	重要無線通信を行う無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信
2	他の無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信
3	重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4	他の無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A－8 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について述べたものである。電波法（第48条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る A の課程を修了した日から起算して B を経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。以下同じ。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する A の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した A の課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き B 間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の A の課程を修了しなかったとき。
- (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の総務省令で定める C でなくなったとき。
- (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が B を超えたとき。

	A	B	C
1	訓練	5年	無線従事者の資格を有する者
2	訓練	3年	無線通信業務の経歴を満たす者
3	講習	5年	無線通信業務の経歴を満たす者
4	講習	3年	無線従事者の資格を有する者

A－9 入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- 4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により行う場合

A－10 次の記述は、無線電話通信における通報の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る①の送信速度は、 B でなければならない。

A	B
1 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
2 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	受信者が筆記できる程度のもの
3 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	原則として、1分間について50字を超えないもの
4 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	受信者が筆記できる程度のもの

A－11 次の記述は、海上移動業務における各局あて緊急呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2及び第92条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を無線電話により呼び出そうとするときは、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- (1) A (又は「緊急」) 3回
- (2) 各局 3回以下
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下
- (5) どうぞ 1回
- ② 通信可能の範囲内にある各無線局に対し、無線電話により同時に緊急通報（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に、「 A」又は「緊急」を3回送信して行うものとする。
- ③ 海上移動業務における緊急通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、 B 又は C を使用して行うものとする。

	A	B	C
1	パン パン	J 3 E 電波 2, 1 8 2 k H z	通常通信電波
2	パン パン	A 3 E 電波 2 7, 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6. 8 M H z	通常使用する呼出電波
3	セキュリテ	J 3 E 電波 2, 1 8 2 k H z	通常使用する呼出電波
4	セキュリテ	A 3 E 電波 2 7, 5 2 4 k H z 若しくは F 3 E 電波 1 5 6. 8 M H z	通常通信電波

A－12 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条）及び無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 2 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。

A－13 総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができることに関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

- 1 総務大臣が、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- 2 総務大臣が、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- 3 無線局の検査の結果について指示を受けた免許人から、その指示に対する措置の内容が総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告されたとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないため、総務大臣から臨時に電波の発射の停止の命令を受けた当該無線局からその発射する電波の質が同条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。

A－14 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合においては、人命の救助、災害の救援、 B 又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- ② 総務大臣は、①に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
- ③ 総務大臣は、②に規定する措置を講じようとするときは、 C の協力を求めることができる。

A	B	C
1 発生するおそれがある	情報の収集	免許人又は登録人
2 発生し、又は発生するおそれがある	交通通信の確保	免許人又は登録人
3 発生するおそれがある	交通通信の確保	防災関係機関
4 発生し、又は発生するおそれがある	情報の収集	防災関係機関

A－15 次の記述は、無線局の免許状及び無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局に備え付けておかなければならない免許状は、 A の B に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により、船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を C していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
2 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
3 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて容易に提示することができる無線局内の適切な箇所に保管
4 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯

A－16 船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
(1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 相手局の識別信号 (3) 相手局から通知を受けた事項の概要
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

A－17 有害な混信、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号に関する次の記述のうち、国際電気通信連合憲章（第45条から第47条まで及び附属書第1003号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- 2** 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える「許容し得る混信」の程度を超える混信をいう。
- 3** 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。
- 4** 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

A－18 GMDSS（注）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

- 1** 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これら警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- 2** 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯におけるデジタル選択呼出しの使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- 3** デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出しを送信しなければならない。
- 4** デジタル選択呼出手順を行う機器を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で、無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始しなければならない。

A－19 次の記述は、SOLAS条約（改正を含む。）（注）第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- 無線設備は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) その適正な使用に対し機械的、電氣的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と **A** に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
 - (2) できる限り **B** に設けること。
 - (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
 - (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しかつ **C** を備えること。
 - (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

A	B	C
1 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	必要に応じて取り外しができるもの
2 電氣的	航海船橋に近い位置	恒久的に取り付けられたもの
3 電磁的	航海船橋に近い位置	必要に応じて取り外しができるもの
4 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	恒久的に取り付けられたもの

A－20 次の記述は、GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件について述べたものである。
STCW条約（改正を含む。）（注2）の附属書第4章第4－2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 注1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- ① GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、 **A** が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- ② SOLAS（改正を含む。）（注3）により **B** を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。
- (1) 18歳以上であること。
- (2) 承認された **C** 、かつ、STCWコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

注3 海上人命安全条約

A	B	C
1 自国の法令に基づき所管官庁	救難設備	教育及び訓練を修了し
2 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	実務経歴を有し
3 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	実務経歴を有し
4 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	教育及び訓練を修了し

B－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査及び免許の拒否について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 **ア** は、その旨を総務大臣に届け出て、その **イ** 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。以下同じ。）及び員数並びに **ウ** について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする **イ** 、無線従事者の資格及び員数等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 **エ** を省略することができる。

- 注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者から、電波法第8条（予備免許）第1項第1号の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 **オ** 電波法第10条（落成後の検査）の規定による届出がないときは、総務大臣はその無線局の免許を拒否しなければならない。

1 工事が落成したとき	2 工事落成の期限の日になったとき	3 無線設備
4 電波の型式、周波数及び空中線電力	5 計器及び予備品	6 時計及び書類
7 当該検査	8 その一部	9 1箇月以内に
		10 2週間以内に

B－2 義務船舶局等の時計の時刻の照合、電源用蓄電池の充電及び無線設備の機能試験に関する次に掲げる記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア** 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。
- イ** 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- ウ** 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- エ** 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- オ** 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。

B－3 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、 イを使用して ウを行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
- (1) 遭難通信、緊急通信（注）又は安全呼出しを行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行なう場合
- (3) エを送信する場合
- 注 医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。
- ③ 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 オにわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

- | | | |
|--------------|-------------------|---------------------|
| 1 2,187.5kHz | 2 2,174.5kHz | 3 無線電話 |
| 4 デジタル選択呼出装置 | 5 遭難通信、緊急通信又は安全通信 | 6 遭難通信 |
| 7 準備信号 | 8 航行の安全に関し急を要する通報 | 9 3分以上 10 1分以上 |

B－4 安全通信を行う場合の船舶局の運用に関する次に掲げる記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）及び無線局運用規則（第55条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- イ 船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- ウ 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- オ 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

B－5 次の記述は、緊急信号等を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 アを行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも イ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は ウによる緊急信号を受信した場合とする。
- ③ モールス無線電信又は ウによる緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③の規定にかかわらず緊急通信に エの電波により通信を行うことができる。
- ⑤ 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちに オに通報する等必要な措置をしなければならない。

- | | | |
|-----------------------|--------------------|--------|
| 1 遭難通信又は安全通信 | 2 遭難通信 | 3 3分間 |
| 4 5分間 | 5 デジタル選択呼出装置 | 6 無線電話 |
| 7 使用している周波数以外の周波数 | 8 混信その他の妨害を与えない周波数 | |
| 9 その海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者 | 10 海上保安庁その他の救助機関 | |